

### 3. 木質接着複合パネルについて

#### 3.1 木質接着複合パネルとは

一般的に「ストレートスキンパネル」と呼ばれる木質接着複合パネルは木造住宅の一つの構造要素として扱われている。ストレートスキンパネルは枠組材と合板を接着一体化することで得られるフランジ効果により、縦方向や横方向からの荷重に対し強い耐力を発揮する。

#### 3.2 木質接着複合パネルの法的な位置づけ

現在、法律で定めている木質接着複合パネルに関する内容を表 3-1～3-3 に示した。

表 3-1 建築基準法関係告示

<p>○ 建築基準法関係告示第 1 4 4 6 号</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。</p> <p>第1 建築基準法（以下「法」という。）第 37 条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。</p> <p>十三 木質接着複合パネル（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルをいう。以下同じ。）</p>
---

表 3-2 品質基準及びその測定方法等

建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第1第十三号に掲げる建築材料	一 寸法の基準値が定められていること。	一 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号に掲げる方法によること。
	二 各部の品質が定められていること。各部相互を接着する接着剤について、その品質がJIS K6806(水性高分子-イソシアネート系木材接着剤)-1995に規定する1種1号に適合する接着剤と同等以上に接着の性能を維持させることができるものを用いていること。	二 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。
	三 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内圧縮強さの基準値が定められていること。	三 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号に掲げる方法によること。
	四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。	四 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号に掲げる方法によること。
	五 せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、せん断耐力及びせん断剛性の基準値が定められていること。	五 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。
	六 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。	六 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第四号」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。
	七 第三号に規定する面内圧縮強さ及び第四号に掲げる面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。	七 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ及び面外曲げ強さ」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。
	八 第四号に規定する曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること	八 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第四号」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号」と、「(ろ)欄第八号」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第六号」と、「(ろ)欄第九号」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第七号」とそれぞれ読み替えるものとする。
	九 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する事後的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。	九 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は)欄第八号イ」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号イ」と、「(は)欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。
	十 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあつては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること	十 第1第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第十三号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(ろ)欄第三号から第六号まで」とあるのは、「第1第十三号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

表 3-3 検査項目及び検査方法

建築材料の区分	検査項目	検査方法
第1第十三号に掲げる建築材料	別表第2(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第2(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断耐力及びせん断剛性(以下この号において「各力学特性値」という。)並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>